

地域農産物ブランド化支援事業交付金交付要領

令和8年5月26日制定

第1 交付の趣旨

栃木県農産物ブランド化推進方針に基づき、産地が主体的に実施する、県内観光地等と連携した地域農産物のブランド化に向けた取組みに必要な経費について、一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会会員及び各地域農業振興協議会に対し、交付金を交付するものとする。

第2 交付の対象事業内容

交付の対象事業内容は、次に掲げるものとする。なお、事業の実施にあたっては、県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」を活用するものとする。

- 1 産地と県内観光関連事業者等の交流促進を目的とした取組み
- 2 県内観光地等における地域農産物のブランド化に向けた取組み

第3 交付対象団体

交付対象団体は、別表に定める一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会会員及び各地域農業振興協議会とする。

第4 交付金の交付率

交付金の交付率は、1/2以内とする。

第5 交付金の交付申請

交付対象団体（以下、「事業実施主体」という。）は、地域農産物ブランド化支援事業を実施し、交付金の交付を受けようとするときは、様式1号の地域農産物ブランド化支援事業交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を作成し、一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会代表理事会長（以下「代表理事会長」という。）宛て提出するものとする。

第6 交付金の交付決定及び通知

- 1 代表理事会長は、第4による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において、交付金の交付及び交付額を決定するものとする。
- 2 代表理事会長は、交付金の交付を決定したときは、様式2号の地域農産物ブランド化支援事業交付金交付決定通知書を事業実施主体に送付するものとする。

第7 交付金の交付申請の変更

事業実施主体は、交付金に係る増減のある場合には、様式3号の地域農産物ブランド化支援事業交付金変更交付申請書を代表理事会長に提出し、あらかじめその承認を受けるものとする。

第8 交付金の概算払の請求

事業実施主体は、概算払をもって交付金の請求をしようとするときは、様式4号の地域農産物ブランド化支援事業交付金概算払請求書を代表理事会長に提出するものとする。

第9 交付金の精算報告書の提出

- 1 事業実施主体は、事業を終了した後、速やかに、様式5号により域農産物ブラン

ド化支援事業交付金精算報告書（以下「精算報告書」という。）を1部作成し、代表理事会長に提出するものとする。

- 2 代表理事会長は、1による精算報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付すべき交付金の額を確定し、様式6号により事業実施主体に送付するものとする。

第10 交付金の交付決定の取消し

代表理事会長は、交付金の交付を受けた事業実施主体がその使用についてこの要領等に違反したと認めたときは、事業実施主体に対し、交付金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

第11 交付金の返還

- 1 代表理事会長は、第10により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金を交付している場合には、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 代表理事会長は、第9により交付金の額を確定した場合において、既にその額を越える交付金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 事業実施主体は、1により交付金の返還を命じられた場合は、当該交付金の交付を受けた日から起算して返納するまでの日数に応じ、返納額に対し年率3.0パーセントの割合で計算した加算額を納付するものとする。

第12 交付金の経理上の取扱い

事業実施主体は、交付金の交付又は使用に当たっては、予算差引簿を別冊にする等、他の予算とは明確に区分して交付金の経理を行うとともに、これらの書類を交付金の交付決定のあった会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

第13 支出科目の限定

交付金の支出科目は次に掲げるものとする。

- 1 謝金
- 2 旅費
- 3 会議費
- 4 印刷製本費
- 5 役務費（借料及び損料、広告料、通信運搬費含む）
- 6 消耗品費（地域農産物含む）
- 7 委託費（第2の事業の一部を民間団体等に委託する場合における当該委託に要する経費）

第14 監査

代表理事会長は、必要と認めた場合は、交付金の使途帳簿等について監査することができるものとする。

（附則）

この要領は令和8（2026）年5月26日から施行する。

別表

交付対象団体
栃木県開拓農業協同組合
那須野農業協同組合
塩野谷農業協同組合
那須南農業協同組合
宇都宮農業協同組合
上都賀農業協同組合
はが野農業協同組合
下野農業協同組合
小山農業協同組合
佐野農業協同組合
足利市農業協同組合
宇都宮梨農業協同組合
河宇地方農業振興協議会
上都賀地方農業振興協議会
芳賀地方農業振興協議会
下都賀地方農業振興協議会
塩谷南那須地方農業振興協議会
那須地方農業振興協議会
安足地方農業振興協議会